

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

益城町長

市町村名 (市町村コード)	益城町 (43443)
地域名 (地域内農業集落名)	島田地区 (東無田、櫛島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月25日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当該地域は主に平坦部と台地(小池台地)の2つの農地のまとまりがある。

## 【共通課題】

農機具価格が高騰し、機械の更新や維持が困難な状況になっている。

## 【平坦部】

川からの水資源があり、水稲や大豆の作付けが行われている。パイプラインが熊本地震で被害を受け、修繕が完了されていない。

## 【小池台地】

各農地面積が狭小であり(最低3反程度望まれる)、担い手がいない。

地中の空洞化による陥没や、水抜けがあったことを考慮すると、今後、稲作を行うのは困難なことが想定されている。

給水については、井戸ポンプアップであるが水代(電気代)が高い。

主な作物:水稲、大豆

## (2) 地域における農業の将来の在り方

小池台地の農地の地盤の状態や給水問題の改善がなされ、担い手が営農を行いやすいエリアとなることを目指す。

また、当該地区には大豆生産に関する営農組織があることから、営農組織の事業拡大(機械の共同化やその他の作物の検討(加工用野菜など))を検討し、担い手が育成されるような環境づくりを目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	90.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	90.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地を本計画の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針	—
(2)農地中間管理機構の活用方針	—
(3)基盤整備事業への取組方針	小池台地の圃場区画の拡大や給水環境整備も含めて、再整備を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針	担い手確保対策として、農業法人化に興味がある者の中で勉強会の開催を検討する。また、既存の営農組織の拡大についても検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針	農業協同組合が実施する水稲のヘリ防除や大豆の刈取りサービスについては継続的に活用していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

地域として益城町内にカントリーエレベータの設置した場合の費用対効果等を検討する。  
生産性を高めるためにブロックローテーションを行いながら作付けすることを検討する。